



国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

海上技術安全研究所 国際会議報告



会 議：国際海事機関（IMO）第7回汚染防止及び対応小委員会（PPR 7）

開催場所：国際海事機関（IMO）、英国、ロンドン

会議期間：2020年2月17日～2月21日

参加国：国および地域：80、政府間機構：3、国際機関：40

海技研からの出席者：

高橋 千織：環境・動力系動力システム研究グループ長

益田 晶子：環境・動力系環境分析研究グループ長

林原 仁志：構造安全評価系基準開発グループ主任研究員

概要：汚染防止・対応小委員会は、

- ブラックカーボン（BC）の北極圏への影響については、今次会合においては詳細な審議は行わず、通信部会（CG）を設置して次回会合で継続審議することに合意した。
- 排ガス洗浄装置（EGCS）については、ガイドライン改正案を最終化した。
- EGCS 排水の影響評価とルールとの調和に関し、ガイドラインのタイトルとスコープを決定し、ガイドラインを策定することに合意した。
- 化学物質の安全評価並びに国際バルクケミカルコード改正の準備については、以下について合意した。
  - MARPOL 条約附属書IIに基づきばら積み運送される液体として、新規に提出された物質等の評価結果
  - 更新された情報に基づき再評価された物質の運送方法
  - アクリル酸メチル及びメタクリル酸メチルの運送要件改正に関する PPR circular 案

### 主な貢献

高橋と益田は、ブラックカーボン排出（議題8）、燃料油の船上サンプリングガイドライン（議題9）、2015 排ガス洗浄装置ガイドラインの見直し（議題11）、EGCS 排水の影響評価とルールの調和（議題12）の審議を担当し、審議に貢献した。

林原は、化学物質の安全及び汚染危険性の評価並びにその結果による国際バルクケミカルコード改正の準備（議題3）の審議を担当し、これら議題を審議する作業部会にも参加し、審議に貢献した。



当所からの出席者



## 主な審議結果

当所職員が担当した議題の主な審議結果は以下の通りである。他の事項及び審議結果の詳細については、他機関の報告を参照願いたい。

### 1 国際海運からのブラックカーボン排出が北極海域に与える影響

小委員会は、船舶から排出されるブラックカーボンが北極海に与える影響について検討を続けてきた。今次会合においては、提案文書の審議がプレナリーで実施された（WGでの詳細な審議は時間の都合で行われず。）。審議の結果、ブラックカーボンの計測法及び削減方法についてはさらなる検討が必要であるとし、新たに CG を設置し、次回会合（PPR 8）まで継続して議論することとなった。その他、今次会合では、燃料油中の芳香族含有量がブラックカーボン排出に与える影響について報告があり、これを受けて環境団体等が、芳香族含有量を多く含む燃料油を規制すべきと提案したものの、本案についてはより詳細な調査が必要であるとし、合意されなかった。

### 2 2015 排ガス洗浄装置（EGCS）ガイドラインの見直し

前回会合において合意に至らなかった事項について審議し、2020 EGCS ガイドライン案を最終化した。この改正案は MEPC 75（2020年3月30日～4月3日）に送られ、新ガイドラインとして採択される見込み。本ガイドラインが採択されれば、採択後 6 ヶ月後以降に船舶に搭載される排ガス洗浄装置に適用される（既存船への遡及適用はしない）こととなる。主な修正点としては、PAH（多環芳香族炭化水素）の新しい定義の取り入れ、排水モニタリング（pH、PAH、濁度）の頻度を 0.0111Hz（1.5 分間隔）以上とすることがある。

### 3 EGCS 排水の影響評価とルールの調和

EGCS 排水については、一部の国において地域規制が乱立していることを受けて新たな議題が設置された。日本からは、科学的根拠のない地域規制乱立の防止に向け、規制導入時には、我が国が実施したものと同様の環境影響評価及び規制の妥当性の検証を実施することを内容とするガイドラインの作成を提案した。審議の結果、環境規制が導入される場合には、科学的見地から正当化されたものであるべきという観点で一定の共通認識が得られ、EGCS 排水の環境影響評価等の実施のためのガイドラインを作成することが合意された。

### 4 化学物質の安全及び汚染危険性の評価並びにその結果による国際バルクケミカルコード改正案の準備

商標混合物の査定に関し、成分名に表示される物質は、IBC コード又は MEPC.2/Circular List 1 又は同 List 5 に含まれていればよいことに合意した上で、新規に提出された物質及び洗浄添加剤の評価に合意した。また、更新された危険性情報に基づく再評価によって Circular の List に含まれた物質の運送方法について審議し合意した。また、アクリル酸メチル及びメタクリル酸メチルの運送要件改正に関する PPR Circular にも合意した。更にパラフィン類製品に関する適合証書に記載する物質名についての MEPC 74 からの照会事項に見解を回答した。そのほか、製品の評価分類に関する決定事項の見直し、MEPC.2/Circular の混合物の再評価、タンク洗浄剤の評価方法に関して審議した。



## 5 次回会合

次回の汚染防止・対応小委員会（PPR 8）は、2021年1月11日から15日まで、ロンドンのIMO本部で開催される予定である。